



平成27年11月26日

各 位

会社名 株式会社ブランジスタ
代表者名 代表取締役社長 岩本 恵了
(コード番号：6176 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 石原 卓
(TEL：03-6415-1183)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月14日開催予定の第15期定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを取締役会で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社子会社として、株式会社ブランジスタゲームを設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社定款第2条に追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第31条及び第41条の一部変更を行うものであります。なお、現行の定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的) 1.～31. (省略) (新設) (新設)	第2条(目的) 1.～31 (現行どおり) <u>32. コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売及び賃貸</u> <u>33. 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条（取締役の責任免除） （省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第31条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第41条（責任免除） （省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第41条（<u>監査役</u>の責任免除） （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成27年12月14日

定款変更の効力発生日

平成27年12月14日

以 上